

第 23 期 事業年度（令和 5 年度）

事業報告書



独立行政法人

家畜改良センター

National Livestock Breeding Center

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4. 中期目標	4
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6. 中期計画及び年度計画	7
(1) 全国的な改良の推進	
(2) 飼養管理の改善等への取組	
(3) 飼料作物種苗の増殖・検査	
(4) 調査・研究及び講習・指導	
(5) 家畜改良増殖法等に基づく事務	
(6) 牛トレーサビリティ法に基づく事務	
(7) その他センターの人材・資源を活用した外部支援	
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	23
(1) 全国的な改良の推進	
(2) 飼料作物種苗の増殖・検査	
(3) 牛トレーサビリティ法に基づく事務	

1 0. 業務の成果と使用した資源との対比 -----	26
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績-----	
(2) 自己評価	
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
1 1. 予算と決算との対比 -----	32
1 2. 財務諸表 -----	33
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 -----	36
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
1 4. 内部統制の運用に関する情報 -----	37
1 5. 法人の基本情報 -----	38
(1) 沿革	
(2) 設立に関する根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
1 6. 参考情報 -----	44
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

シンボルマーク



4つの赤い玉は、畜産を構成する家畜、飼料、技術、人間であり、携わる人々の心の和と自然環境を表す緑の輪の上で有機的に繋がりをもって畜産業が発展していく姿を表している。

中央の星雲状の渦巻きは、畜産の発展を支える英知と創造力を象徴する「青」がほとばしり出る様子を表している。この「青」は、生命の起源である海の「青」、宇宙の「青」もある。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」）は、農林水産大臣から示された第5期中期目標（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間）をもとにセンターの中期計画を策定し、それに基づいて、民間ではリスクが高く取り組みがたい事業や、中立・公平性の求められる業務に取り組んでいます。

具体的には、国産資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産・供給、全国的な規模での遺伝的能力評価、多様な遺伝資源の確保・活用です。また、SDGsに配慮して、畜産GAPの取得・維持、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等を考慮に入れながら事業を進めております。そのほかにも飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布、牛トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務、伝染性疾病や自然災害が発生した場合の緊急派遣等、我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全な、食生活を確保することを法人の使命として運営してまいりました。

最近の畜産をめぐる情勢を鑑みると、畜産物及び家畜の飼料ともに、輸入への依存が高い中、国際紛争や急激な円安等に起因する飼料価格の高騰及び原油価格の高騰等による生産資材の値上がりなどが我が国の畜産に深刻なダメージを与えており、国内における自給飼料の確保・増産や、より効率的な飼養管理技術が、ますます重要になっていくと考えています。

このような課題に対して、これまで取り組んできた「能力や品質を高めた家畜・家きんの開発・供給」「新たな飼養管理技術などの提供」「飼料作物種苗の生産・供給」などを現状のニーズに合わせながら確実に実施し、我が国の畜産の足腰をより強いものとして、持続的で安定した食料供給に貢献していきたいと考えております。そのために、センターが蓄積してきた技術やノウハウを活かし、職員の能力を最大限活用できる環境づくりをしていきます。

最後に、今般、「食料・農業・農村基本法」が改正されました。センターは、この法律に基づく「食料・農業・農村基本計画」のほか、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」や「家畜改良増殖目標」等の実現に向けた政策実施機関です。その役割を着実に果たしてまいります。

独立行政法人家畜改良センター
理事長 入江 正和



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的としています

(独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）第 3 条）。

法人の目的

我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活への貢献

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ること。

(2) 業務内容

センターは、法に定める目的を達成するため、以下の業務を行います。

- ① 家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善
 - ② 種畜、種きん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付け
 - ③ 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布
 - ④ 飼料作物の種苗の検査
 - ⑤ ①～④の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導
 - ⑥ ①～⑤の業務に附帯する業務
- また、これらの業務のほか、次の業務を行います。
- ⑦ 家畜改良増殖法の規定による畜舎や家畜人工授精所等への立入り、質問、検査及び収去
 - ⑧ 種苗法の規定による種苗業者からの検査のために必要な指定種苗の集取
 - ⑨ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の規定による遺伝子組換え生物を使用している者等への立入り、質問、検査及び収去
 - ⑩ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）施行令に定める牛個体識別台帳の作成や記録等の事務

(独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）第 11 条)

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月31日農林水産省策定、以下「酪農基本方針」という。）、家畜改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、当センターには全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全な食生活の確保に貢献する取組が求められています。

さらに、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力を実施しています。

政策体系

食料・農業・農村基本計画

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針
家畜改良増殖目標
鶏の改良増殖目標
養豚農業の振興に関する基本方針

法人の事業



4. 中期目標

(1) 概要

第5期中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

センターは、第4期中期目標期間において、遺伝子情報を活用した育種改良や、遺伝的多様性に配慮した種畜生産を始め、国産畜産物の輸出拡大が課題となっていたことを受けた、外国人の和牛肉に対する嗜好性調査や豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植など都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできました。

第5期中期目標期間においても、長年蓄積してきた技術・知見・人材や施設・設備、家畜等の育種資源を最大限に活用しつつ、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担うこととして中期目標が設定されました。

なお、詳細につきましては、中期目標_第5期を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujouhou/index.html>

情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

センターは、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名及び区分ごとの目標は、以下のとおりです。

① 全国的な改良の推進

我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組めます。

② 飼養管理の改善等への取組

省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとしたSDGsに配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組めます。

③ 飼料作物種苗の増殖・検査

優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収

穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組めます。

また、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のO E C D品種証明制度等に基づく検査及び証明の適正な実施に取り組めます。

④ 調査・研究及び講習・指導

有用形質に係る遺伝子等の解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらセンターに取り組む調査・研究の成果等のマネジメントの強化に取り組めます。

また、講習・指導については、調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及するため、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催に取り組めます。

⑤ 家畜改良増殖法等に基づく事務

家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、これら検査等の適正な実施に取り組めます。

⑥ 牛トレーサビリティ法に基づく事務

牛トレーサビリティ法に基づき、牛個体識別台帳の作成、記録、公表等に関する事務の適正な実施に取り組めます。

また、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進に取り組めます。

⑦ センターの人材・資源を活用した外部支援

災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に対応します。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応します。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

センターは、独立行政法人家畜改良センター業務方法書(以下「業務方法書」という。)第2条第2項に基づき、その運営基本理念及び運営方針を策定しております。

独立行政法人家畜改良センター運営基本理念及び運営方針

【運営基本理念】

家畜改良センターは、政策実施機関たる独立行政法人として、国民の負託に応えて我が国畜産の発展と国民生活のさらなる向上に貢献するべく、農林水産大臣が定めた中期目標の達成に向けて、独立行政法人家畜改良センター法第11条に掲げる業務を的確に実施することをその運営の基本理念とする。

【運営方針】

家畜改良センターは、

- ・ 我が国畜産が抱える諸課題のみならず先端的な技術の実用化等に対応するべく、
- ・ 関係機関との密接な連携を図りつつ、
- ・ その保有する人材、家畜、技術力等の資源を最大限に活用して、その業務を行う。

その際、

- ・ 理事長のリーダーシップの下、
- ・ コンプライアンスの推進、リスクの評価と対応等の内部統制を的確に実施するとともに、
- ・ PDCAサイクルの下で、業務運営の見直しに取り組むことにより、常に、効率的、効果的に業務を実施できる体制を確保することとする。

6. 中期計画及び年度計画

センターは、中期目標を達成するため中期計画を作成し、これに基づき事業年度ごとに年度計画を作成しています。

中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく中期計画及び年度計画の概要は以下のとおりです。

(1) 全国的な改良の推進

家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の中でも、民間では取り組みがたいリスクの高い事業や、中立・公平性の求められるものについて取り組みます。具体的には、国産資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産・供給、全国的な規模での遺伝的能力評価、多様な遺伝資源の確保・活用について、以下の取組を行います。

① 種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産を行います。

ア ホルスタイン種について、一塩基多型情報を活用した解析を進めるなどにより、センターで作出する候補種雄牛の暑熱耐性の育種価を算定するとともに、2回以上評価値を公表します。また、家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や泌乳持続性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛を作出します。

イ 黒毛和種について、ゲノミック評価の形質に脂肪酸組成を加え、評価精度向上のために、共同研究に参画している都道府県から新たにデータを収集するとともに、センターが保有するデータも統合し、候補種雄牛の育種価算定も試行します。また、増体性に特長を持つ候補種雄牛や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を作出します。このほか、褐毛和種について、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を作出します。

ウ 豚について、デュロック種は、増体性を特に重視した改良に取り組み、ランドレース及び大ヨークシャー種については、繁殖性を特に重視した改良に取り組み優良な種豚群を作出します。

エ 国産鶏種について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行い、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上する種鶏群を、4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上する種鶏群を、それぞれ作出します。

オ 純粋種重種馬であるブルトン種及びペルシュロン種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組みます。

カ めん羊・山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持します。

また、現有している肉用牛の日本短角種、鶏の軍鶏等の希少な品種を維持します。

② 遺伝的能力評価の実施

乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果を各畜種についてそれぞれ年4回以上提供・公表します。

③ 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の情報等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析に取り組み、乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ年1回以上情報提供します。

④ 多様な遺伝資源の確保・活用

我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、多様な遺伝資源の収集・確保等を行うとともに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保・活用するため、以下の取組を行います。

ア 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源や飼料作物の遺伝資源の保存に取り組みます。

イ 大学等と連携し、鶏始原生殖細胞（PGCs）の保存技術を習得した職員により、PGCsの生存性を確認するなど、PGCsの保存技術を活用した遺伝資源の保存を試行し、技術の定着に向けた取組を行います。

ウ センターの持つ多様な遺伝資源の乳用牛、肉用牛（黒毛和種）、豚及び鶏の主要な育種素材について、複数の牧場を活用し、分散飼養に取り組みます。

エ 生産基盤の強化に必要となる受精卵の供給を実施するため、家畜生体の卵胞卵子の活用等の高度な採卵技術を有する獣医師職員の育成・技術向上のための講習会を実施します。

（2）飼養管理の改善等への取組

国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、省力化機器の活用に資するノウハウや、SDGsに配慮した畜産物生産・家畜衛生管理に関する知見を活用した飼養管理の改善等への取組を通じ、培われた技術情報の提供を行います。

① スマート畜産の実践

家畜の飼養管理や繁殖技術の向上を図るため、搾乳ロボットや分娩監視等の省力化に資する機器を用いた群管理の実践・実証を行います。また、繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化に取り組みます。

ア 労働力軽減を図るため、搾乳ロボットを活用した高泌乳牛群の管理や繁殖雌牛の分娩監視装置等の省力化機器を用いた群管理及び搾乳ロボットに適合する後継牛生産に関する実践・実証を行い、実用的な情報提供を行います。

イ 繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化において、分娩

検知の精度向上とともに、分娩予知等、他の分娩関連指標の構築を図ります。

② SDGsに配慮した畜産物生産の普及

畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産活動の推進を図るため、以下の取組を行います。

ア 畜産GAPを取得している牧場については、維持審査あるいは更新審査を受審し、認証を確保します。また、GAP取得に向けた研修会等を受講し、人材の育成を図ります。

イ SDGsに配慮した家畜改良の推進として、飼料利用性の遺伝的能力評価を開始するため、遺伝的能力評価モデルの検討を引き続き行います。

ウ 持続可能な畜産物生産活動に資する技術としての肥育期間の短縮技術の普及を図るため、出荷月齢26か月齢とする短期肥育技術の実証を行います。また、牛肉の理化学特性、官能特性のデータデータ取りまとめ、情報提供を行います。

福島県などにおいて有効な放射性セシウム低吸収牧草の簡易な栽培管理手法の実証のため、実証ほ場で生育や収量等のデータ収集を行います。

エ 持続可能な畜産経営実現への支援として牧場における家畜衛生や労働安全、アニマルウェルフェアなど多岐にわたる要素から生産工程管理を行う畜産GAPの取組等を踏まえた農場管理に関する講習会等や、SDGsの推進に資する飼養管理技術や繁殖技術に関する講習会等について実施します。

③ 家畜衛生管理の改善

野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策や農場HACCPの取組等、国内の家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度概ね30回以上行います。

(3) 飼料作物種苗の増殖・検査

これまでに培った飼料作物種苗の生産・供給に関する厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術、検査技術を最大限活用するとともに、豊富な種苗生産ほ場を用いて、以下の取組を行います。

① 飼料作物種苗の検査・供給

我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の飼料作物の種苗が国内に安定的に供給されるよう、国際種子検査協会（以下「ISTA」という。）認定検査所として高い技術水準を確保しつつ、高度な知識・技術を活用し、以下の取組を行います。

ア ISTA認定検査所としての技術水準を確保します。

イ OECD種子品種証明制度の要件に合致した種苗の在庫を、30トン±25%の範囲で適正に確保します。

ウ 民間事業者から委託を受けて行う飼料作物の種苗の増殖については、委託を

受けた生産見込み数量以上かつ、OECD種子品種証明制度の要件に合致した種苗を生産し、委託元に供給します。

② 飼料作物の優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、関係機関等と連携しつつ、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度概ね2回行うとともに、20 か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行います。

(4) 調査・研究及び講習・指導

育種改良に資する有用形質に係る遺伝子解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらの調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及させるため、次の取組を行います。

① 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた以下の取組を行います。

ア 家畜・家きんの特色に応じ、有用形質と遺伝子情報との関連性について、以下の取組を行います。

- ・ 乳用牛：ホルスタイン種における疾病抵抗性、長命連産性等について、調査します。
- ・ 肉用牛：黒毛和種の官能評価値データを持つ牛肉サンプルについて、官能評価値と既報の食味遺伝子との関連性を調査します。また、新たな食味形質関連遺伝子の探索により確認された候補多型について詳細に調査します。
- ・ 豚：デュロック種における産肉能力について形質情報を収集し、肉質に関連する新たな候補遺伝子を探索します。ランドレース種における繁殖能力について、これまでに検出された候補遺伝子の関連性を調査します。
- ・ 鶏：ロードアイランドレッド種の遅羽性遺伝子型を確認する集団について、遺伝子型を判定し、選抜時に利用する情報を牧場に提供します

イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発のため、経腔採卵由来の牛の体外受精卵から採取する少数細胞のDNAを増幅させてSNP解析する手法を検討します。また、若齢牛からの経腔採卵技術を用いた体外受精卵生産手法を検討します。

② 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

新たなおいしさの指標の家畜・家きんの改良等への利用や、和牛肉の輸出拡大に向けた海外産牛肉との肉質を比較するため、次の取組を行います。

ア 食肉の食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等の成分について、理化学分析及び官能評価を実施し、それらの成分の影響力を調査・解析します。

特に、牛肉においてロース筋肉内粗脂肪含量が同一程度でも、オレイン酸含量は個体別に異なることから、それらの分布を考慮し、幅広いオレイン酸水準の牛

肉を用いて食味との関係を調査・解析します。

イ 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析については、いわゆる海外産 WAGYU 肉と黒毛和牛肉との肉質に関する比較を、理化学分析及び官能評価によって実施し、科学的な肉質の違いを調査・解析し、結果を取りまとめます。

③ 豚の受精卵移植技術の改善

受精卵移植技術普及の支障要因となっている受精卵供給の不足を解決するため、従来の開腹手術に比べ簡便性や反復性に優れた採卵技術の開発を進めます。

令和4年度までに検証した侵襲度の低い採卵法による反復性を調査し、引き続き最適な灌流範囲を検討するとともに、採卵を容易にする器具の改良を行います。

④ 知財マネジメントの強化

調査・研究において得られた成果について、権利化又は公知化など適正な取り扱いに関する「実施許諾等知財のマネジメント方針」に基づいた普及に取り組みます。

⑤ 講習・指導

国、都道府県、団体等からの依頼に基づき中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力等の研修を実施し、生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術を中心に、畜産農家の高齢化や国際化といった行政課題の解決にも資するよう、毎年度、GAPやアニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理やICT等を駆使した高度な飼養管理、生産管理データの有効活用等に関する講習にも取り組みます。なお、これらの研修の実施に当たっては、研修受講者の理解度や満足度が80%以上となるよう取り組みます。

(5) 家畜改良増殖法等に基づく事務

家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等の事務実施機関として、中立性・公正性を保ちつつ、これらの検査等を適正に実施するため、次の取組を行います。

① 家畜改良増殖法に基づく事務

センターで所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を実施します。このため、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度実施します。

また、家畜改良増殖法に基づき、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を確保するための職員に対する講習を毎年度実施します。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務についての精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を毎年度実施します。

② 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法に基づき、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を確保するため職員に対する講習を毎年度実施します。

また、カルタヘナ法に基づき、立入検査等の実施に必要な能力等を有する検査員の確保のため職員に対する講習を毎年度実施します。

(6) 牛トレーサビリティ法に基づく事務

牛トレーサビリティ法に基づく、牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の適正な実施や、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進等を図ります。

また、牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、計画的にニーズ調査を実施し、システム改修等を行うとともに、情報セキュリティ対策の強化を行います。

(7) その他センターの人材・資源を活用した外部支援

国内における大規模な自然災害や家畜伝染性疾病の発生に伴い、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に資するため、農林水産省、都道府県等から要請等があった場合や、都道府県、大学等から試験研究に関する協力依頼等があった場合には、センターの持つ技術・知見・人材や家畜等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力しています。

詳細につきましては、第5期中期計画及び令和5年度計画を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html>

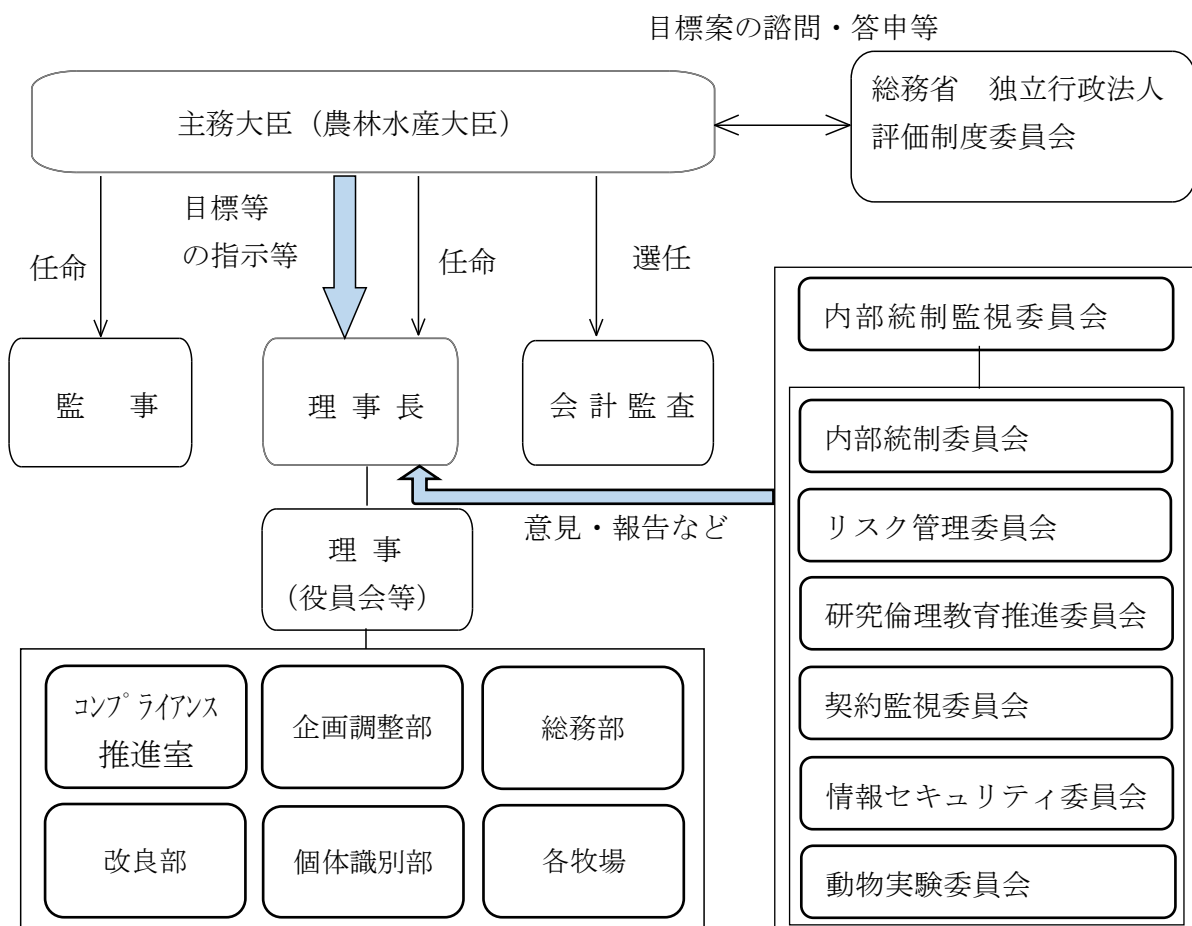
情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画)

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

センターのガバナンスの体制は、以下のとおりとなっています。なお、内部統制の推進に関する事項の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞業務方法書)



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

令和6年1月1日現在

役 職	氏 名	任 期	担当	経 歴
理事長	入江 正和	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (H29. 4. 1～R3. 3. 31)		昭和 54 年 8 月 大阪府農林技術 センター採用 平成 26 年 4 月 近畿大学教授
理 事	犬塚 明伸	R5. 4. 1～R7. 3. 31 (R3. 4. 1～R5. 3. 31)	企画 調整	平成 4 年 4 月 農林水産省採用 令和 3 年 3 月 農林水産省生産 局畜産部畜産振 興課付
理 事	山田 理	R5. 4. 1～R7. 3. 31	総務	昭和 63 年 4 月 畜産振興事業団 採用 令和 4 年 4 月 独立行政法人農 畜産業振興機構 総務部参与
理 事 (非常勤)	島田 和宏	R5. 4. 1～R7. 3. 31 (R3. 4. 1～R5. 3. 31)		昭和 55 年 4 月 農林水産省採用 平成 31 年 4 月 国立研究開発法 人農業・食品産 業技術総合研究 機構生物系特定 産業技術研究支 援センター研究 開発監
理 事 (非常勤)	松田 二子	R5. 4. 1～R7. 3. 31		現職 東京大学大学院農学生命科 学研究科准教授
監 事 (非常勤)	富樫 健一	R3. 6. 23 ～R7 年度財務諸表承認日		現職 公認会計士
監 事 (非常勤)	小谷 あゆみ	R3. 6. 23 ～R7 年度財務諸表承認日 (H28. 6. 21～R3. 6. 22) (H27. 4. 1～H28. 6. 20) (H25. 4. 1～H27. 3. 31)		現職 フリーアナウンサー

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人はPwC Japan 有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬額は、9百万円です。また、非監査業務に基づく報酬はありません。

(注) PwC Japan 有限責任監査法人は、2023年12月1日付けでPwC あらた有限責任監査法人から名称変更しております。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年1月現在において733人^{注1}（前年同月比2人減少、0.3%減）であり、平均年齢は43.0歳^{注2}（前年42.3歳）となっています。このうち、国等からの出向者は69人、民間からの出向者はおりません。

注1：常勤職員の人数については、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定により、期間の定めのない雇用契約へ転換した職員等を含んでいます。

注2：平均年齢は、独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について（給与水準の公表）より常勤職員の令和6年4月1日現在のものです。

女性の活躍に関する主な指標では、令和5年4月現在において、女性管理職割合は14.5%、男女の賃金の差異は76%（全労働者）、男女別の育児休業取得率は男性が50%、女性が100%となっています。

人材育成に関しては、人事評価を通じて職員個々の能力実績等を的確に把握した人材活用を基本に、令和5年度中に国際学会等へ延べ8人を派遣し、海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材の育成を推進しています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

岩手牧場 女性職員管理棟（取得価額 37百万円）
茨城牧場 更衣シャワー室（取得価額 25百万円）
兵庫牧場 第18種鶏舎（取得価額 144百万円）

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

十勝牧場 種子精選施設等
茨城牧場 第2分娩豚舎
長野支場 種子乾燥場
熊本牧場 種子乾燥舎等
宮崎牧場 新種豚舎

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

上記施設については、該当ありません。

（５）純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	48,157	—	—	48,157
その他の出資金	—	—	—	—
資本金合計	48,157	—	—	48,157

＊ 上記の表の金額は、単位未満を四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります（以降の各表において同じです）。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 174 百万円については、目的積立金の申請を行っていません。

なお、前中期目標期間繰越積立金取崩額 22 百万円は、前中期目標期間までに由来し当期発生する各セグメントの費用に充てるため、令和 3 年 6 月 29 日付けで農林水産大臣から承認を受けた 106 百万円から取崩したものです。

（６）財源の状況

① 財源の内訳

（単位：百万円）

区 分	金 額	構成比率（％）
前年度からの繰越	632	6.4
運営費交付金	7,453	75.5
補助金等	101	1.0
施設整備費補助金	187	1.9
受託収入	244	2.5
諸収入	1,256	12.7
合 計	9,872	100.0

② 自己収入に関する説明

センターの自己収入として、受託収入及び諸収入があります。

諸収入の大宗は、業務運営において発生した農畜産物の売払代で、牛乳の売払代 527 百万円、枝肉（肉用牛）の売払代 299 百万円、肉用牛の売払代 178 百万円などとなっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会への配慮

～地域との円滑なコミュニケーション～

地域の保育園や小学校の学習活動への協力、中高生の職場体験、生産者の個別研修等の機会を設けるほか、地域イベントで地元自治体に協力する等、地域社会への貢献とともに、畜産に対する理解を得られるよう活動を行っています。



写真上：須賀川第2中学校 出張講座

本所（令和5年8月8日）

写真下：近畿農政局主催

夏休み親子見学デー

兵庫牧場（令和5年8月2～3日）



② SDGs 及びサステナビリティへの取組

国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、省力化機器の活用に資するノウハウや、SDGsに配慮した畜産物生産・家畜衛生管理に関する知見を活用した飼養管理の改善等への取組を通じ、培われた技術情報の提供を行っています。

(i) 畜産GAPの維持・取得

畜産GAP認証6牧場のうち認証期限が到来する牧場については、維持・更新の認証を受けました。また、畜産GAPに関する講習会を奥羽牧場で開催し、畜産GAP認証農場の事例や奥羽牧場での具体的な取組内容を紹介しました。

※ GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取り組みです。こうした取り組みは2015年9月に国連総会で採択され、近年話題となるSDGsの理念に沿ったものです。

(ii) 持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証

個体別自動哺乳ロボットを活用した飼養管理に関する情報や繁殖雌牛に対して分娩分娩監視システムにより得られた結果として、導入による分娩事故頭数低減効果につ

いて情報提供を行いました。その他、市販防犯カメラを分娩監視や哺乳子牛などの監視に用いた事例について紹介を行いました。

岩手牧場における個体別哺乳ロボットの管理について

家畜改良センター 岩手牧場

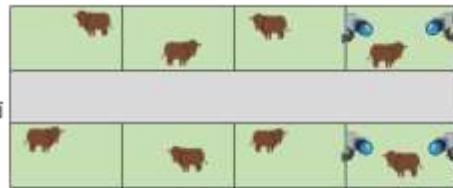


便利な哺乳ロボットですがその機能を活用するためには、牛舎の構造に合うようにロボットを改良することも必要となります。

今回は、岩手牧場で実施している、牛舎内の牛欄（ペン）の配置に合わせて個体別哺乳ロボットのアームの長さを調節する方法について紹介します。



岩手牧場では、分娩牛舎で生まれた子牛は哺乳牛舎に移動させ、生後3日目から個体別哺乳ロボットによりミルクの自動給与を開始します。写真の様に、哺乳ロボットがミルクを給与する子牛の前で止まるとアームが撤回し哺乳を開始します。ミルクの給与が終わるとアームが元の位置に戻りロボットは次の子牛に移動しています。このアームとミルクが出る乳頭（テイト）部分は子牛に哺乳する際に衝突を受けやすいため、破損してしまうことがあります。



分娩が近い牛房



個体別哺乳ロボットの管理方法
についての情報提供
(岩手牧場ホームページ)

市販の監視カメラを用いた分娩
監視の紹介
(奥羽牧場ホームページ)

③ 環境への配慮

・事業活動による環境負荷を低減するため、下記のような取り組みをしています。

- ア 省資源・エネルギー消費量の削減
- イ 廃棄物の削減、リサイクルの推進
- ウ 畜産廃棄物等の適切な処理・利用と削減
- エ 化学物質等の適切な保管・管理
- オ グリーン購入の推進※
- カ 環境と安全に関する情報の発信
- キ 環境関連法制度の遵守

※グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、環境に配慮した業務運営を行っています。

なお、環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号））に基づき、環境報告書を作成し公開していますので、以下を御覧ください。

（<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/index.html> 情報公開＞環境への取り組み＞環境配慮促進法に基づく公表）

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

① 法人の強み

一定の規模で家畜を実際に飼育することは、育種改良のためだけでなく、実践的研究データを採る際に欠かせないものですが、都道府県や大学、国の研究機関では職員や家畜の飼養頭数を大幅に減らしつつある中、センターは、適切な頭数の家畜を確保できるよう、畜舎等の施設を所有し、飼養管理等の技術を持った人材を育成、確保しています。実際に家畜を飼養等することにより、他機関では実践できない育種改良や調査研究が可能であることがセンターの強みです。以下のことからこうしたセンターの強みが垣間見えます。

センターは、国際的な競争を意識した国産畜産物の品質向上のため、遺伝的多様性を考慮しつつ、全国トップクラスの乳用牛及び肉用牛の種雄牛を生産供給しています。また、食味にすぐれた種豚、地鶏や特産物の生産に欠かせない国産種鶏（肉用、卵用、兼用）や、新品種の飼料作物種苗の増殖のほか、馬、山羊、羊などの種を保存・供給しています。これらは全国の農家で利用され、生産された畜産物は、市場で高い評価を得ています。

また、家畜の形質・能力データを集積し、コンピュータを用いた統計遺伝学的評価を実施しています。ゲノム情報を含めた遺伝的評価（ゲノミック評価）は、既に乳用牛、肉用牛で実用化段階です。

加えて、センターは個体識別情報を所有し、全国規模で牛の異動情報を収集管理しており、将来、ビッグデータとして我が国畜産の発展のため、様々な有益な情報を与えると期待されます。

センターが開発した枝肉段階における肉質の評価方法として、非破壊分析法（近赤外光ファイバ法による脂肪質と脂肪含量評価値）があります。これは全国各地の牛肉流通ラインで利用されており、豚においても同様の技術の活用を進めています。

② 重要な知的財産等の状況

センターで保有している特許権（存続期間の残りが5年以上のもの）をご紹介します。

発明の名称	登録番号	登録日	公開番号	公開年月日
ウシ個体における屠畜後の肉中イノシン酸含量の判定方法	第 6683642 号	2020/3/30	2018-143146	2018/9/20
家畜の子宮内注入器具	第 6620279 号	2019/11/29	2019-136250	2019/8/22
牛の受精卵移植成功率の判定方法	第 6562411 号	2019/8/2	2016-198023	2016/12/1

③ これまでの業務運営により蓄積された重要なノウハウ等

～遺伝的能力評価技術～

育種改良には多数の家畜・家禽と、その体型、発育、畜産物品質等の膨大な表型値データが必要です。当所は自場のみならず、これまでの実績も踏まえ、関係団体や各県から家畜データの提供を受け、また家畜登録団体からの血統情報を受け、乳用牛では全国ベース（国際評価にも参加）で、和牛では各県と共同して、公平な基準で遺伝的能力評価を行っており、得られた評価データは畜産農家における種雄牛精液の選定や都道府県における種雄牛づくりに役立っています。

また、最近では、表型値を持たない若雄牛及び若雌牛についても、遺伝子型に基づく能力評価を行っています。このほかに、豚についても遺伝的能力評価を行い、種豚の能力向上に役立っています。

～飼料作物種苗の増殖・供給と検査技術～

センターは国際的に認められた国内唯一の飼料作物種苗検定の公的機関で、また研究機関などで開発された飼料作物の元となる種子（原々種子）を厳密な管理の下で増やすノウハウを培ってきました。開発された飼料作物や高度な検査技術を広めるため、優良品種の実証展示や栽培管理技術、種子品質検査技術の講習を行っています。

～畜産新技術の実用化～

センターは育種改良のため、乳用牛約 1,000 頭、肉用牛約 2,800 頭、成豚約 300 頭、鶏約 41,000 羽をはじめ(令和 6 年 4 月 1 日現在)、馬、めん羊、山羊を飼養管理し、飼料作物の栽培管理などの実践的な高い技術を開発・実証できる環境を維持してきました。

肉用牛においては、代謝プロファイルテストを取り入れた繁殖雌牛の飼養管理技術を確立し、繁殖成績の改善を実証しており、学会や産業界で注目されています。さらに、短期肥育技術や放射性セシウムの体内蓄積動向の調査、搾乳ロボットや IoT を用いた分娩管理などスマート農業に役立つ新技術を実践し、その成果を情報公開しています。

～遺伝子解析技術～

家畜の育種改良は統計遺伝学的手法に加え、ゲノム情報を加味した評価方法になりつつあります。既にセンターでは、肉用牛の脂肪質改良に役立つ遺伝子マーカーを発見し、これを利用して種雄牛の選抜、供給を行っています。家畜、家禽の遺伝子解析を行う技術があり、現畜での育種改良に活用できるというセンターならではの特徴を活かしております。

～肉質評価技術～

食味に優れた食肉の生産のため、肉質評価技術（官能評価技術や各種理化学分析技術）を実践し、得られた肉質評価値を育種改良に活用しており、さらに新たな肉質評価

指標を検討しています。センターが開発した近赤外光ファイバ法を用いた非破壊分析法は、牛肉流通ラインで迅速かつ簡易に食味に関連するオレイン酸など脂肪質を評価でき、全国各地で利用されています。さらに、豚枝肉においても脂肪質を評価する手法を開発し、枝肉の格付オプションとして利用されています。また、関係機関と連携して豚肉の食味に影響を及ぼす豚脂肪交雑基準を考案、実用化しました。

～繁殖技術～

超音波画像装置を用いる牛の経膈採卵と組み合わせた体外受精技術はセンターが得意とする技術であり、多くの研修生を受け入れ技術の普及に努めています。

また、センターが開発した豚胚のガラス化保存技術や非外科的胚移植技術は、実用化段階に移りつつあり、効率的な遺伝資源の保存や口蹄疫や豚熱などの感染症に対するリスクの少ない改良素材の導入手段として今後の活用が期待されています。

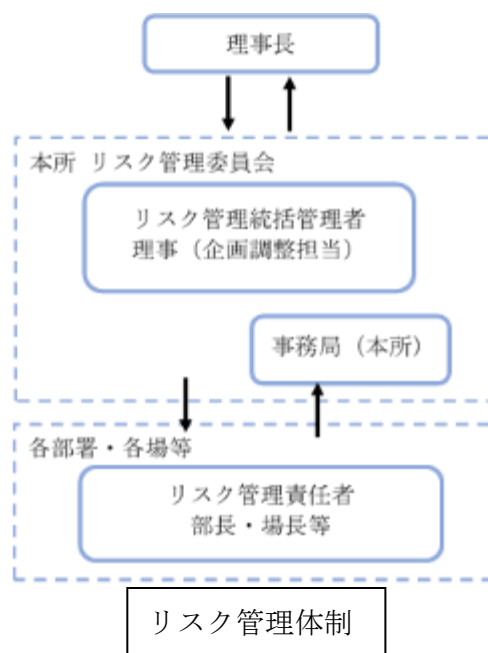
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

業務方法書第2条の6の規定に基づき策定した「リスク管理対応規程」に沿ってリスクに関する評価及び対応を行っています。

◆「リスク管理対応規程」概要

- ・ 理事長はリスク管理を指揮し、かつ、最終的な責任を有する。
- ・ 理事（企画調整担当）は、理事長を補佐し、リスク管理統括管理者として、センター全体におけるリスク管理を総括する。
- ・ 部長及び各牧場長等はリスク管理責任者として、各部署のリスク管理を統括する。
- ・ リスクに関する評価及び対応を目的に理事（企画調整担当）を委員長とするリスク管理委員会を本所に設置する。
- ・ リスク管理責任者は、事業の円滑な実施を図るとともに、リスク管理に資するため業務フロー図を作成し、作成又は変更の都度、リスク管理委員会に報告する。

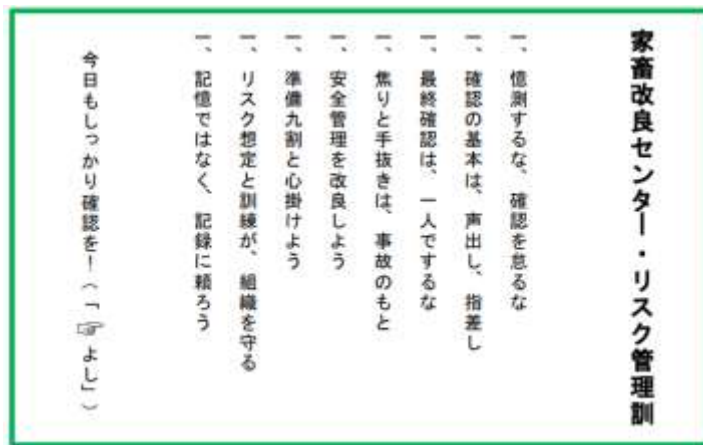


(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

委員会及び各責任者は、事業の円滑な実施を阻害するリスクに対して、想定されるリスクを把握し、発生原因を分析評価してリスク管理対応計画を策定しています。計画は状況や情勢の変化に対応できるよう必要な場合にその都度変更できるものとし、半年に1度

計画実施状況を委員会に報告しています。

令和5年度は、各部署・各場所単独作業等によるリスクや人為的な要因によるヒヤリハット事例を収集、とりまとめ及び役員会議の場で共有・議論したうえ、全職員で共有することでリスク管理の向上を図りました。



【主なリスク管理対応計画と対応策】

① 家畜伝染性疾病的の発生

家畜伝染性疾病的の発生防止に向けては、防疫マニュアルに従って消毒、ワクチネーション、入場制限等のバイオセキュリティを措置し、定期的な防疫自己点検、情報収集等を行い、P D C Aサイクルによる防疫改善を実施しています。

センターで家畜伝染性疾病的が発生した場合に備え、円滑な初動対応に資することを目的に、家畜保健衛生所への通報ルール、緊急連絡網の整備、防疫資材の点検等を定めています。

② センターが保有する個人情報の漏洩発生

職員が守るべき情報セキュリティ 10 箇条を定め、周知徹底するとともに、標的型メール訓練を実施しています。また、個人情報に対する職員の意識向上を図るため e ラーニングによる学習を行っています。

③ 安全性や品質に問題のある畜産物・生体の出荷

生体出荷される家畜及び家禽畜等（以下「家畜等」という。）について、薬品等の残留に係る食品衛生法上の安全性を確保するため、家畜等に使用される薬品等及びこれを使用された家畜等の取扱いについてルールを定め、有効性を確かめながら、ルールに定められた取組の点検を行っています。

④ 地震等の自然災害又は火災等の発生

職員の安全確保のため、台風の接近、豪雨・暴風の恐れがある場合に、職員の早期退勤、自宅待機等を指示するとともに、連絡体制を構築しています。

避難経路の確認、初期 消火・負傷人の救護等の訓練を行い、災害対策本部が十分に機能するための演習を実施しています。

老朽施設は自然災害に耐えられるかを見極め、補強等の改修工事を行い、倒木等の恐

れのある立木は伐採や枝打ちを計画的に進めています。

畜舎等の施設に被害が発生した場合に備え、繋養している家畜・家さんの避難場所を決めておくとともに、誘導先での水や飼料の確保等最低限の飼養管理方法を定めております。

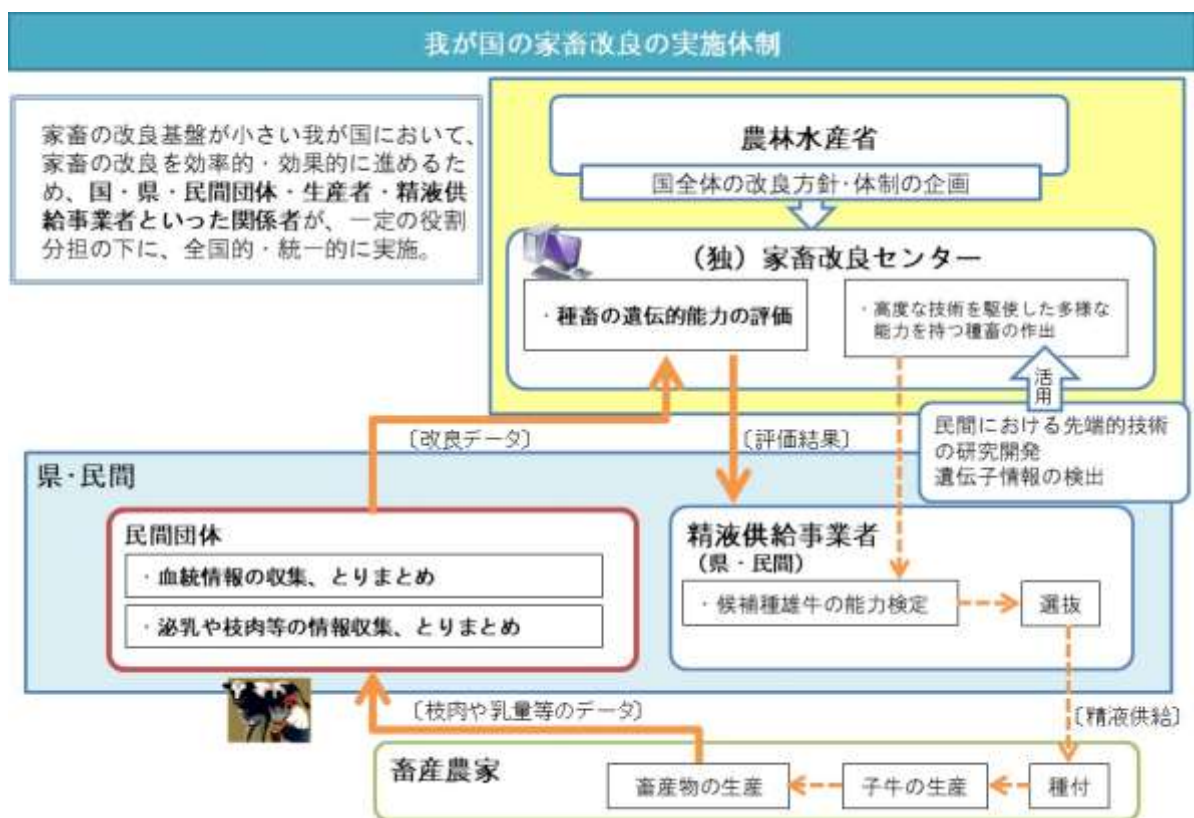
リスク評価と対応に関する事項の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞業務方法書)

9. 業績の適正な評価の前提情報

センターの令和5年度の各事業についての理解とその評価に資するため、各業務の前提となる主なスキームを示します。

(1) 全国的な改良の推進

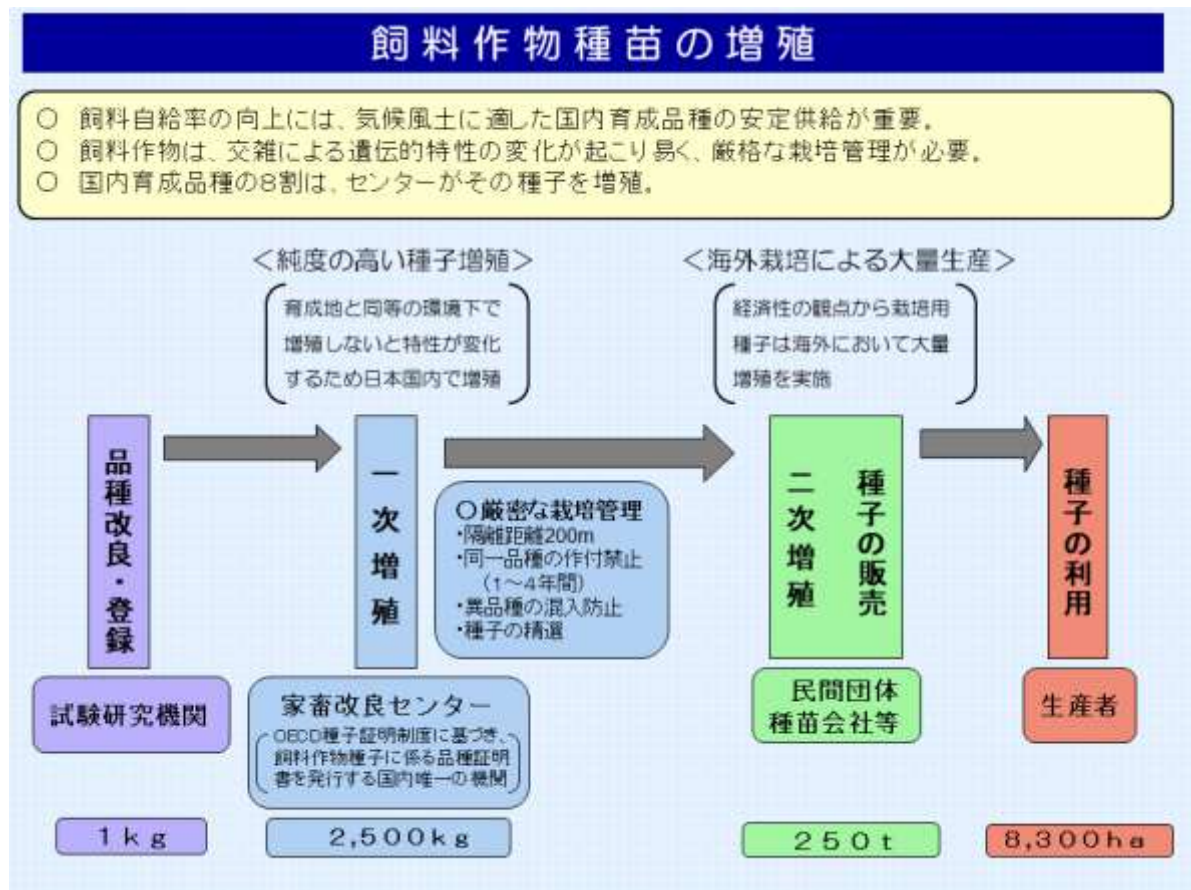


図：肉用牛・乳用牛の改良スキーム

わが国における主要な家畜について、統計遺伝学的分析技術、受精卵移植等の繁殖技術等を駆使することにより改良を進め、生産性が高く、品質に優れた家畜を生産しています。これら優れた家畜は、畜産農家が飼養する家畜の「もと種(たね)」であることから

「種畜・種鶏（しゅちく・しゅけい）」と呼ばれており、これらから生産された家畜が多くの生産者に利用されています。

（２）飼料作物種苗の増殖・検査



試験研究機関では、我が国の気候風土に適応した品種を開発（公的品種）します。公的品種に加え、民間が開発した「もと種」も増殖しています。流通している国内育成品種数の約8割は家畜改良センターで一次増殖しています。

(3) 牛トレーサビリティ法に基づく事務



センターでは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、国内3千万頭以上の個体識別情報について、牛の生産履歴情報のもととなる牛個体識別台帳（データベース）を作成、記録、保存し、その情報の公表を行っております。

このことにより、牛肉のパッケージなどに表示されている10桁の個体識別番号から、牛の生産履歴（牛の出生からと畜されるまで）を検索することができ、国産牛肉に対する信頼性の確保に貢献しています。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

～全国的な改良の推進～

J-Sireプロジェクトで初のヤングサイア が誕生し精液供給を開始

家畜改良センターが公表した乳用種雄牛評価成績2023-8月に基づき、優秀国産種雄牛作出検討委員会（J-Sireプロジェクト検討委員会）において、岩手牧場産の「NLBC ジェスティ ロブリア」が後代検定済種雄牛としてNTP（総合指数）第8位で選抜されるとともに、家畜改良センターで生産し（一社）家畜改良事業団に提供した「WHG ジェスティック ミルク ET」と「WHG 別ペイジョン ショーイング ET」がそれぞれNTP第3位と第18位で選抜されました。

また、若雄牛（ヤングサイア）のゲノミック評価において、NTP第12位の成績を示した同じく岩手牧場産の「JSP ボツブ マラク ET」がJ-Sireのヤングサイアとして初めて精液供給が開始されました。



写真：NLBC ジェスティ ロブリア



写真：JSP ボツブ マラク ET

希少系統である「藤良系」及び「熊波系」から 黒毛和種種雄牛2頭が選抜



写真：奥晴花



写真：茂弘百合

家畜改良センターは、黒毛和種の遺伝的多様性を確保するため、希少系統を活用した種雄牛作出に取り組んでいます。本年は、新たに「奥晴花（おくはれはな）」（十勝牧場産）及び「茂弘百合（しげひろゆり）」（鳥取牧場産）の2頭が選抜され、精液の供給が開始されました。

「奥晴花」は希少系統である藤良系の始祖牛「第6 藤良」号の遺伝子保有確率が約6%であり、（一社）家畜改良事業団の遺伝的能力評価（令和5年2月）において、枝肉重量4位、ロース芯面積3位の結果が得られ、父牛の「茂晴花（しげはれはな）」を超える能力と評価されました。

「茂弘百合」は希少系統である熊波系の始祖牛「茂金波」号の遺伝子保有確率が約34%と濃い血量を持ちながら、同遺伝的能力評価（令和5年8月）において、ロース芯面積9位、脂肪交雑（BMSNo）17位と上位に評価されました。

※ 希少系統：平成14年3月の肉用牛改良体制強化専門委員会（主催：農林水産省）において、「このまま放置した場合、遺伝子が失われる確率が高い系統」

国産純粋種豚改良協議会の種豚ランキングにおいて、家畜改良センター所有のランドレース種及び大ヨークシャー種の雌雄が1位を獲得

家畜改良センターが参画する国産純粋種豚改良協議会では、国産純粋種の改良を促進するため、協議会内の同一基準による遺伝的能力評価及び種豚ランキング（離乳頭数等の繁殖形質の育種価）に取り組んでいます。

家畜改良センターが実施した協議会内の同一基準による2023年10月の遺伝的能力評価のうち、ランドレース種及び大ヨークシャー種の離乳頭数の育種価において、家畜改良センター茨城牧場所所有の種豚が雌雄それぞれ1位を獲得しました。離乳頭数は、現在、国内純粋種豚での改良が重視されている形質であり、その形質で1位を獲得する個体が出たことは意義が大きいと考えられます。

今後も協議会内で切磋琢磨し、国内純粋種豚の改良に貢献していけるよう遺伝的能力評価や種豚ランキングの利用を推進していきたいと考えています。

※国産純粋種豚改良協議会

民間種豚生産者、都道府県、家畜改良センター、試験研究機関等が協力・連携して国産純粋種豚の改良に取り組んでいくため、平成28年3月31日に発足した協議会。



写真：ランドレース雌豚



写真：大ヨークシャー雌豚

国産鶏種「たつの」がITIで3年連続三ツ星を受賞（クリスタル味賞）するとともに、ジャパン・フード・セレクションで2度目のグランプリを受賞



写真：たつの雄雌

上段：Crystal Taste Award (クリスタル味賞) は3年連続で3ツ星を受賞した製品に与えられます。

兵庫牧場で改良した種鶏を用いて（株）ニチレイフレッシュが生産・販売している国産鶏種「たつの」（ブランド名「純和鶏」）の肉質が高評価されています。

むね肉については、International Taste Institute (ITI：国際味覚審査機構) の審査において3年連続最高位の「三ツ星」を受賞。クリスタル味賞も同時受賞。

もも肉については、（一社）フードアナリスト協会主催のジャパン・フード・セレクションにおける最高位の「グランプリ」の2度目の受賞。

～調査・研究及び講習・指導～

I S T A(国際種子検査協会)による 認定検査所資格監査を受けました

長野支場は、2002年に第1回目のI S T A監査を受け、飼料作物種子の品質に関する国際的な検査証明書(I S T A国際種子証明書)の発行権限を有する機関として認定されました。

この認定を継続するためには3年毎にI S T Aによる監査を受ける必要があり、令和5年10月4日に第8回目の監査が実施されました。監査は品質保証システム、日々の業務におけるその実行、I S T A認定基準及びI S T A規則等の要件に対する技術的能力について評価されるもので、3名の監査員が来場し、試料採取、品質システム、テクニカル(種子検査、GMO検査)の各部門において、ヒアリング及び実技のチェック、品質記録の確認が行われました。

監査員からの評価は下記のとおりで、本認定までの暫時的な認証権限は継続となりました。

- ・品質保証システムが成熟しており、とても良い印象を持った
- ・検査所のチームワークが良く、検査者の能力、知識は高いレベルにあると感じた
- ・品質記録は完璧
- ・試料採取者は十分な経験を有し種子の扱いが丁寧



写真：検査用種子のサンプリング(試料採取)の監査



写真：テクニカル(種子検査)の監査

～センターの人材・資源を活用した外部支援～

外国人研修員が訪日する海外協力研修が4年ぶりに再開 「SDGsに配慮した包括的な畜産振興の取り組み」がテーマ

開発途上国におけるSDGsに配慮した畜産物生産活動の推進への支援を目的とした独立行政法人国際協力機構(JICA)の課題別研修「SDGsに配慮した包括的な畜産振興の取り組み」が令和5年度から開始しました。(3か年実施)

飼料資源の有効活用や高品質で生産性の高い家畜生産のための技術の他、GAPやHACCPの考えに基づく安全な畜産物生産に関わる衛生管理・飼料管理等の実用的な技術について学ぶとともに、畜産関連の様々な公的機関、民間企業、教育機関及び生産者を訪問しました。

令和5年度は9カ国から、それぞれの国の今後の畜産発展を担う9名が訪日し、9月8日から11月14日まで、本所、奥羽牧場、岩手牧場において研修を行いました。



写真：奥羽牧場での研修

研修員が訪日しての研修は4年ぶり



写真：電気柵実習
(センター本所)

研修員の方たちから、
高い評価をいただきました。

(2) 自己評価 (令和5年度)

(単位: 百万円)

項目	評価 (注2)	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 <u>全国的な改良の推進</u>	A	
(1) 種畜・種きんの改良	A	6,235
(2) 遺伝的能力評価の実施	S	
(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供	A	
(4) 多様な遺伝資源の確保・活用	A	
2 <u>飼養管理の改善等への取組</u>	A	
(1) スマート畜産の実践	A	406
(2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及	A	
(3) 家畜衛生管理の改善	B	
3 <u>飼料作物種苗の増殖・検査</u>	A	
(1) 飼料作物種苗の検査・供給	A	488
(2) 飼料作物の優良品種の普及支援	A	
4 <u>調査・研究及び講習・指導</u>	A	
(1) 有用形質関連遺伝子等の解析	S	709
(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発	A	
(3) 豚の受精卵移植技術の改善	A	
(4) 知財マネジメントの強化	B	
(5) 講習・指導	A	
5 <u>家畜改良増殖法等に基づく事務</u>	A	
(1) 家畜改良増殖法に基づく事務	A	215
(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査	B	
6 <u>牛トレーサビリティ法に基づく事務</u>	A	
(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施	A	433
(2) 牛個体識別に関するデータの活用	A	
7 <u>センターの人材・資源を活用した外部支援</u>	B	
(1) 緊急時における支援	A	0
(2) 災害等からの復興の支援	B	
(3) 作業の受託等	B	

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
1 一般管理費等の削減	B	
2 調達の合理化	B	
3 業務運営の改善	B	
4 役職員の給与水準等	B	
第3 予算、収支計画及び資金計画	B	
1 予算		
2 収支計画		
3 資金計画		
4 決算情報・セグメント情報の開示	B	
5 自己収入の確保	B	
6 保有資産の処分	B	
第4 短期借入金の限度額		
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第7 剰余金の使途		
第8 その他業務運営に関する重要事項	B	
1 ガバナンスの強化	B	
2 人材の確保・育成	B	
3 情報公開の推進	B	
4 情報セキュリティ対策の強化	B	
5 環境対策・安全衛生管理の推進	B	
6 施設及び設備に関する事項	B	
7 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,473
合計		9,959

注1) 二重下線は、セグメント区分を表しています。

詳細につきましては、（令和5年度）業務実績等報告書を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞業務実績等報告書)

注2) 評定の説明

S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。

(中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある)

A：計画を上回る成果が得られた。

B：計画どおり順調に実施された。

(このペースを維持すれば中期目標達成可能)

C：計画どおり実施されず、改善を要する。

(一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。)

D：計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる。

－：業務実績がないため、評価対象としない。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評定(注)	A	B	－	－	－

* 当事業報告書作成時点では、令和5年度総合評定は確定しておりません。

注) 評定の説明

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

要約した決算報告書は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、（令和5年度）決算報告書を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimujyohou/index.html> 情報公開＞財務に関する情報＞令和5年度)

（単位：百万円）

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
前年度からの繰越金	807	632	注1
運営費交付金	7,453	7,453	
補助金等	105	101	
施設整備費補助金	1,165	187	注2
受託収入	216	244	注3
諸収入	964	1,256	
農畜産物売払代	953	1,225	注4
その他の収入	11	31	注5
計	10,710	9,872	
支出			
業務経費	2,961	2,672	
うち家畜改良関係経費	2,595	2,395	
種畜検査関係経費	70	45	注6
飼料作物種苗関係経費	120	106	注6
技術の普及指導関係経費	30	32	
家畜個体識別関係経費	145	94	注6
補助金等事業費	105	101	
施設整備費	1,339	187	注2
受託経費	216	244	注3
一般管理費	319	491	注7
人件費	5,769	5,259	注8
計	10,710	8,953	

注1：前年度から繰越された施設整備費補助金のうち、今年度完成となり交付された額を施設整備費補助金の決算額に計上したため。

2：今年度予算措置された施設整備が、次年度完成予定となったため。

3：業務の受託が、増加したため。

4：生乳の売払金額及び枝肉の出荷数量が、増加したため。

5：災害等の発生に伴い、損害保険金等の受取額が増加したため。

6：予算を次年度に繰越したため。

7：情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。

8：人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

1 2. 財務諸表

要約した財務諸表は、次のとおりです。なお、科目の説明につきましては、「1 6. 参考情報」「(1) 要約した財務諸表の科目の説明」(44 頁)を御覧ください。また、詳細につきましては、(令和5年度)財務諸表を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimujyohou/index.html> 情報公開>財務に関する情報)

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	2,806	流動負債	2,361
現金及び預金	2,071	運営費交付金債務	1,187
その他	735	引当金	377
固定資産	43,396	その他	797
有形固定資産	37,904	固定負債	9,081
その他	5,492	資産見返負債	3,360
		引当金	5,285
		その他	436
		負債合計	11,442
		純資産の部	金 額
		資本金	48,157
		資本剰余金	△13,842
		利益剰余金	445
		純資産合計	34,760
資産合計	46,202	負債純資産合計	46,202

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	9,012
経常費用	8,918
臨時損失	94
その他行政コスト	947
行政コスト	9,959

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用	8,918
業務費	7,325
受託業務費	252
一般管理費	1,337
財務費用	3
雑損	1
経常収益	9,066
運営費交付金収益等	7,570
事業収益	1,230
受託収入	244
財務収益	0
雑益	22
臨時損失	94
臨時利益	98
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22
当期総利益	174

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	純資産 合 計
当期首残高	48,157	△13,092	293	35,358
当期変動額		△750	152	△598
固定資産の取得		197		197
固定資産の除売却		△1		△1
減価償却		△946		△946
前中期目標期間繰越積立金取崩額			△22	△22
当期総利益			174	174
当期末残高	48,157	△13,842	445	34,760

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,244
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	△62
資金減少額	7
資金期首残高	2,078
資金期末残高	2,071

(参考) 資金期末残高と現金及び資金との関係

(単位：百万円)

	金 額
資金期末残高	2,071
定期預金	-
現金及び預金	2,071

1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産残高は 46,202 百万円となっており、そのうち土地 25,379 百万円を始めとする有形固定資産 37,904 百万円と現金及び預金 2,071 百万円が大部分を占めています。また、負債残高は 11,442 百万円となっており、その内訳は運営費交付金債務 1,187 百万円や未払金 703 百万円などとなっています。

純資産の残高は 34,760 百万円であり、資本金・資本剰余金のほかに利益剰余金 445 百万円を有しています。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは 9,959 百万円となっています。損益計算書上の費用 9,012 百万円に加え、その他行政コスト 947 百万円を計上しています。その他行政コストの内訳は、現物出資財産や施設整備費補助金で取得した固定資産の減価償却相当額が 946 百万円、除売却差額相当額が 1 百万円となっています。

(3) 損益計算書

当事業年度において、経常費用は 8,918 百万円、経常収益は 9,066 百万円であり、経常利益 147 百万円を計上するとともに、当期総利益は 174 百万円となっています。セグメントごとの経常費用は、全国的な改良の推進 5,466 百万円、調査・研究及び講習・指導 634 百万円などとなっています。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は 34,760 百万円となっています。資本金に変動はありませんが、資本剰余金については、施設整備費補助金で固定資産を取得したことにより 197 百万円増加したものの、その他行政コスト△947 百万円を計上したこと等により 750 百万円減少しています。利益剰余金については、前中期目標期間繰越積立金を 22 百万円取崩し、当期純利益 152 百万円を計上したことにより、174 百万円増加しています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは 1,244 百万円となっています。収入（運営費交付金収入等）のフローの合計 8,944 百万円に対し、支出（人件費支出等）のフローの合計は△7,700 百万円となっています。

投資活動によるキャッシュ・フローは△1,189 百万円となっています。収入（施設費による収入等）のフローの合計 203 百万円に対し、支出（有形固定資産・無形固定資産等の取得による支出）のフローの合計は△1,392 百万円となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローは△62 百万円となっています。収入のフローが

ないのに対し、支出（ファイナンス・リース債務の返済による支出等）のフローの合計は△62 百万円となっています。

これらのキャッシュ・フローに伴い、対前年度 7 百万円の資金が減少し、資金期末残高は 2,071 百万円となっています。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の推進のため、理事長を委員長とする「内部統制委員会」を本所に設置し、内部統制の推進に係る事項について、委員会を兼ねた場長会議で、年 3 回の報告、審議を行いました。また、内部統制推進取組状況等を調査、審議するため、外部有識者による「内部統制監視委員会」を半期ごとに 1 回開催し、その結果については組織内のイントラネットで掲載、周知共有したほか、内部統制監視委員会議事要旨は家畜改良センターのホームページで情報公開しました。内部統制の推進に係る主な取り組み状況は次のとおりです。

①役員会の開催

場長会議の開催に先立ち役員会を年 3 回開催し、業務運営に関する重要事項の審議、報告を行いました。

② 法令等遵守に係る職員教育の実施

自作教材による e ラーニングシステムによるコンプライアンスの推進に係る学習を年度で 1 回実施し、理解度把握テストで職員の理解度の到達状況を確認しました。

③役員等によるモニタリングの実施

業務の進捗状況について、四半期ごとに役員等によるモニタリングを実施、確認しました。

④リスク管理

リスク管理対応計画を必要に応じ見直し、リスク管理対応状況を「リスク管理委員会」で確認し、場長会議で報告、審議を行いました。また、e ラーニングシステムによる再発防止関係学習（「食の安全等」、「内部統制の取組への参加意識の啓発」）を年度で 2 回実施、「食の安全等」では理解度把握テストで職員の理解度の到達状況を確認したほか、「内部統制」ではグループディスカッションを実施し、職員一人ひとりが内部統制に参加しているという意識の啓発を行いました。このほか、食の安全に関して、「畜産物の安全性に関する講習会」を開催し、外部有識者による特別公演、各場長等自らが行う講演及び講演内容に関するレポート作成、グループディスカッションを行いました。

⑤監査の実施

監査計画により、監事及び監事の補助職員が行う監事監査を、本所及び 5 牧場で実施し、コンプライアンス推進室が行う内部監査を、本所及び 5 牧支場で実施しました。このほか内部監査では、食の安全に係る特別監査を 1 牧場で実施しました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 昭和 21 年 ●農林省種畜牧場として、再編
●乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊の改良増殖等を実施
- 平成 2 年 ●発展の著しい畜産新技術を活用した効率的な家畜の改良増殖等を推進
する主体として農林水産省家畜改良センター設立
●相互に独立していた種畜牧場を内部組織に位置付け、体制を強化
- 平成 13 年 ●特定独立行政法人家畜改良センターに移行
- 平成 18 年 ●独立行政法人家畜改良センターに移行
- 平成 21 年 ●長野牧場を、茨城牧場長野支場に改組
- 平成 27 年 ●独立行政法人制度の改正に伴い、中期目標管理法人に再編

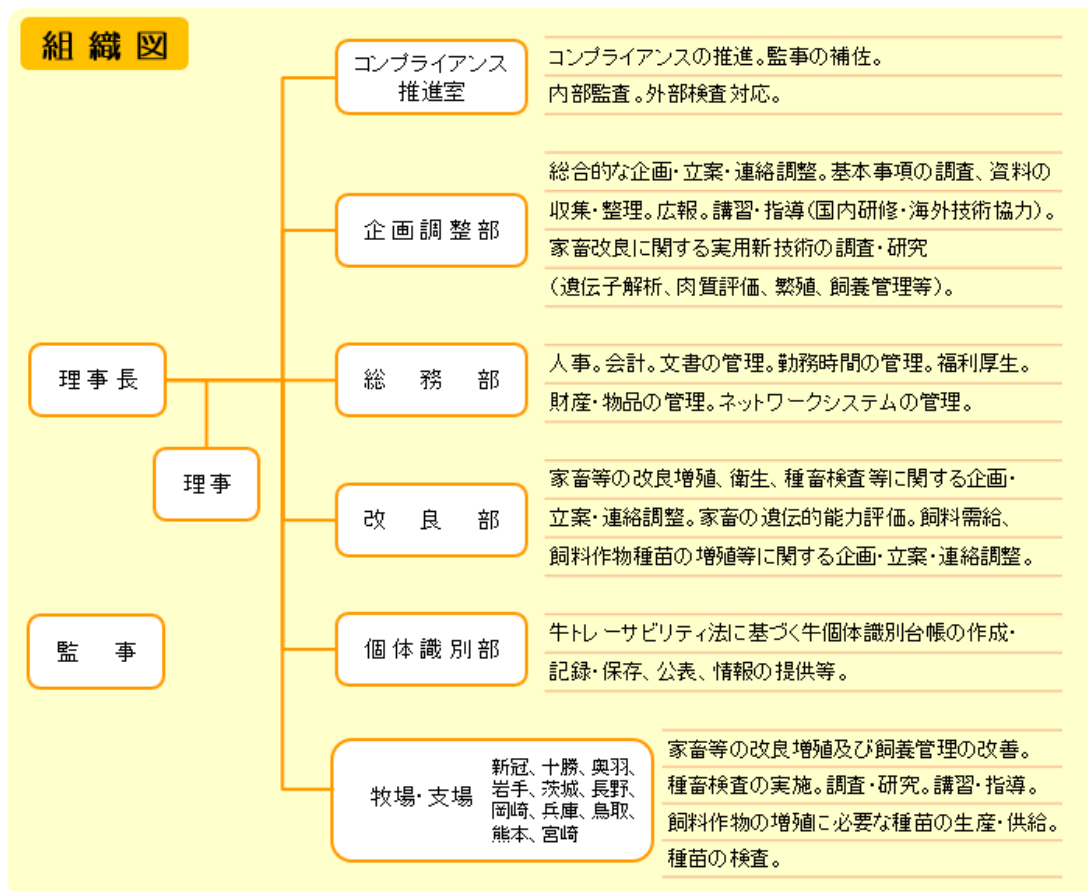
(2) 設立に関する根拠法

独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣（農林水産省畜産局畜産振興課）

(4) 組織図（令和 6 年 3 月 31 日現在）



所在地	主な業務
〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1 TEL.0248-25-2231 FAX.0248-25-3990 本所 (中央畜産研修施設) TEL.0248-25-7060 FAX.0248-25-6755	・センター全体の企画調整 ・家畜の遺伝的能力評価 ・家畜改良増殖業務の推進・調整 ・飼料作物種苗の増殖業務の推進・調整 ・種畜検査及び種苗検査の業務調整 ・生産衛生に関する調整 ・畜産新技術に関する調査・研究 ・畜産に関する講習・指導 ・牛の個体識別に関する業務
新冠牧場 〒056-0141 北海道日高郡新ひだか町静内御園587-1 TEL.0146-46-2011 FAX.0146-46-2565	・乳用牛の改良増殖
十勝牧場 〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木8-1 TEL.0155-44-2131 FAX.0155-44-2215	・肉用牛、乳用牛及び馬の改良増殖 ・飼料作物種苗の生産・供給・検査 ・めん羊に関する技術指導
奥羽牧場 〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平1 TEL.0176-62-3281 FAX.0176-62-3283	・肉用牛(黒毛和種・日本短角種)の改良増殖
岩手牧場 〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字穴口72-21 TEL.019-641-2130 FAX.019-641-4725	・乳用牛の改良増殖
茨城牧場 〒308-0112 茨城県筑西市藤ヶ谷2330 TEL.0296-37-6511 FAX.0296-20-3020	・豚の改良増殖
茨城牧場 長野支場 〒385-0007 長野県佐久市新子田2029-1 TEL.0267-67-2501 FAX.0267-68-4743	・飼料作物種苗の生産・供給・検査 ・山羊に関する技術指導
岡崎牧場 〒444-3161 愛知県岡崎市大柳町字栗沢1-1 TEL.0564-46-4581 FAX.0564-46-4587	・鶏(産卵性)の改良増殖
兵庫牧場 〒679-4017 兵庫県たつの市揖西町土師954-1 TEL.0791-66-0801 FAX.0791-66-0803	・鶏(産肉性)の改良増殖
鳥取牧場 〒689-2511 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 TEL.0858-55-1511 FAX.0858-55-2329	・肉用牛の改良増殖
熊本牧場 〒865-0073 熊本県玉名市横島町共栄37 TEL.0968-84-3660 FAX.0968-84-3708	・肉用牛(褐毛和種)の改良増殖 ・飼料作物種苗の生産・供給・検査
宮崎牧場 〒886-0004 宮崎県小林市細野5157-29 TEL.0984-23-3500 FAX.0984-24-0953	・豚及び肉用牛の改良増殖

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ありません

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	46,309	45,848	46,006	45,965	46,202
負債	10,592	10,342	10,312	10,607	11,442
純資産	35,716	35,506	35,694	35,358	34,760
行政コスト	15,641	9,217	9,110	9,260	9,959
経常費用	8,777	8,620	8,447	8,673	8,918
経常収益	8,893	8,735	8,523	8,774	9,066
当期総利益	126	250	120	130	174

注1) 独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成31年度）より、賞与引当金・退職給付引当金を計上していますが、令和元年度（平成31年度）においては、平成30年度以前に発生した賞与引当金繰入・退職給付費用を臨時損失に計上したため、令和元年度（平成31年度）の行政コストの額が、令和2年度以降のその額と比較して、著しく高額となっています。

2) 令和2年度は、第4期中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務の残高を、すべて収益に振り替えたため、当期総利益の額が、増加しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
前年度からの繰越金	1,918
運営費交付金	7,393
補助金等	219
施設整備費補助金	65
受託収入	216
諸収入	964
農畜産物売払代	953
その他の収入	11
計	10,775
支出	
業務経費	2,542
うち家畜改良関係経費	2,245
種畜検査関係経費	71
飼料作物種苗関係経費	107
技術の普及指導関係経費	30
家畜個体識別関係経費	88
補助金等事業費	219
施設整備費	1,230
受託経費	216
一般管理費	322
人件費	6,246
計	10,775

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	10,162
人件費	5,797
業務費	3,557
一般管理費	350
減価償却費	458
財務費用	2
臨時損失	0
計	10,164
収益の部	
運営費交付金収益	7,012
補助金等収益	219
受託収入	216
諸収入	964
農畜産物売払代	953
その他の収入	11
資産見返運営費交付金戻入	1,082
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返承継受贈額戻入	0
賞与引当金見返に係る収益	354
退職給付引当金見返に係る収益	307
臨時利益	0
計	10,154
純利益	△10
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10
総利益	0

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	8,349
投資活動による支出	2,363
財務活動による支出	62
次年度への繰越金	0
計	10,775
資金収入	
業務活動による収入	8,792
運営費交付金による収入	7,393
補助金等による収入	219
受託収入	216
その他の収入	964
投資活動による収入	65
施設整備費補助金による収入	65
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	1,918
計	10,775

令和6年度の予算、収支計画及び資金計画の詳細につきましては、（令和6年度）年度計画を御覧ください。

(<https://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画)

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表	
現金及び預金	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
その他（流動資産）	現金及び預金以外の短期資産で、未収金、棚卸資産、前払費用など短期に費用化・現金化できる資産
有形固定資産	土地、建物、構築物など、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権など、具体的な形態を持たない無形固定資産など
運営費交付金債務	独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
引当金（流動負債）	将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されると認められる賞与引当金
その他（流動負債）	運営費交付金債務・引当金（流動負債）以外の短期負債で、未払金、前受金など短期に弁済履行・収益化する債務
資産見返負債	運営費交付金等により、償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されないと認められる退職給付引当金
その他（固定負債）	資産見返負債・引当金（固定負債）以外の長期負債
資本金	国からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産に対応する独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書	
損益計算書の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	国からの出資金や国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
③ 損益計算書	
業務費	独立行政法人の業務に要した費用
受託業務費	受託研究等に要した費用
一般管理費	独立行政法人の管理に要した費用
財務費用	利息の支払
雑損	業務費、受託業務費、一般管理費、財務費用以外の経常費用
運営費交付金収益等	国からの運営費交付金等のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益	農畜産物売払収入などの収益
受託収入	受託研究等の外部資金の受入による収益
財務収益	利息の受取
雑益	運営費交付金収益等、事業収益、受託収入、財務収益以外の経常収益
臨時損失	固定資産の除売却損等
臨時利益	固定資産の売却益等
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金の取崩額
当期総利益	独立行政法人通則法第 44 条の利益処分となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
④ 純資産変動計算書	
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
⑤ キャッシュ・フロー計算書	

業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	ファイナンス・リース債務の返済（元本償還）による支出が該当

（２）その他公表資料等との関係の説明

家畜改良センターのホームページにおいて下記のとおり情報を公表・提供しています。

ホームページのアドレス

<https://www.nlbc.go.jp/>



牛の個体識別情報検索サービス

<https://www.id.nlbc.go.jp/top.html?pc>



家畜改良センターyoutube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCKQ1YwYxsfItLAzhN8nkmuw>



・その他公表資料

①環境報告書（令和5年9月）



②乳用牛評価報告（令和5年12月）



③牛の個体識別番号を入力することで、出生地や異動履歴を表示する検索サービス
及び牛の異動事項の届出が可能な届出 Web システムサービス



④ 家畜改良センター紹介パンフレット・家畜衛生通信



家畜改良センターパンフレット 表紙



家畜衛生通信第 25 号 (2023 年 4 月発行)

兵庫牧場におけるドロマイト石灰乳の塗布について

⑤ 家畜改良センター公式 youtube チャンネル 令和 5 年度に 6 本の新規作成動画を公開しました。 飼養管理技術等に関する動画・・・4 本 業務全体紹介、開発技術の紹介・・・2 本



ほ場への野生
動物侵入対策
を解説
新冠牧場制作



飼料用イネの
原種子生産方
法の解説
熊本牧場制作



牧草ロール生
産の紹介
十勝牧場制作



粗飼料収穫の
紹介
岩手牧場制作

第23期 事業年度(令和5年度)

決 算 報 告 書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

独立行政法人
家畜改良センター

予算の区分に基づく決算報告書

(単位:百万円)

区 分	全国的な改良の推進				飼養管理の改善等への取組				飼料作物種苗の増殖・検査				調査・研究及び講習・指導			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考
収入																
前年度からの繰越金	690	516	174	注1	11	11	0		20	20	0		0	0	0	
運営費交付金	4,824	4,824	0		378	378	0		457	457	0		492	492	0	
補助金等	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
施設整備費補助金	485	187	298	注2	0	0	0		680	0	680	注2	0	0	0	
受託収入	111	58	53	注3	13	15	-3	注8	11	42	-31	注8	70	100	-30	注8
諸収入	925	1,183	-258		19	22	-3		7	18	-11		6	10	-4	
農畜産物売払代	923	1,179	-256	注4	18	22	-4	注9	7	17	-11	注10	6	7	-1	注12
その他の収入	3	4	-2	注5	1	1	0		0	0	0		0	3	-3	注5
計	7,035	6,767	268		420	426	-6		1,175	537	638		568	601	-34	
支出																
業務経費	2,325	2,121	204		138	132	6		101	88	13		162	175	-12	
うち家畜改良関係経費	2,325	2,121	204		138	132	6		0	0	0		132	143	-11	
種畜検査関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
飼料作物種苗関係経費	0	0	0		0	0	0		101	88	13	注11	0	0	0	
技術の普及指導関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		30	32	-2	
家畜個体識別関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
補助金等事業費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
施設整備費	659	187	473	注6	0	0	0		680	0	680	注6	0	0	0	
受託経費	111	58	53	注3	13	15	-3	注8	11	42	-31	注8	70	100	-30	注8
一般管理費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
人件費	3,670	3,202	468	注7	275	272	3		359	308	51	注7	364	395	-31	
計	6,765	5,567	1,198		425	419	6		1,151	437	714		596	670	-74	

区 分	家畜改良増殖法等に基づく事務				牛トレーサビリティ法に基づく事務				センターの人材・資源を活用した外部支援				計			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考
収入																
前年度からの繰越金	0	0	0		59	59	0		0	0	0		780	606	174	注1
運営費交付金	127	127	0		191	191	0		0	0	0		6,469	6,469	0	
補助金等	0	0	0		105	101	5		0	0	0		105	101	5	
施設整備費補助金	0	0	0		0	0	0		0	0	0		1,165	187	978	注2
受託収入	0	0	0		12	29	-17	注8	0	0	0		216	244	-28	注8
諸収入	0	0	0		0	0	0		0	0	0		957	1,234	-276	
農畜産物売払代	0	0	0		0	0	0		0	0	0		953	1,225	-272	注4
その他の収入	0	0	0		0	0	0		0	0	0		4	9	-5	注5
計	127	127	0		367	380	-13		0	0	0		9,692	8,839	853	
支出																
業務経費	89	63	26		145	94	52		0	0	0		2,961	2,672	289	
うち 家畜改良関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		2,595	2,395	200	
種畜検査関係経費	70	45	25	注11	0	0	0		0	0	0		70	45	25	注11
飼料作物種苗関係経費	19	18	1		0	0	0		0	0	0		120	106	14	注11
技術の普及指導関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		30	32	-2	
家畜個体識別関係経費	0	0	0		145	94	52	注11	0	0	0		145	94	52	注11
補助金等事業費	0	0	0		105	101	5		0	0	0		105	101	5	
施設整備費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		1,339	187	1,152	注6
受託経費	0	0	0		12	29	-17	注8	0	0	0		216	244	-28	注8
一般管理費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
人件費	112	100	12	注7	147	163	-16	注13	0	0	0		4,926	4,440	487	注7
計	201	164	38		410	386	23		0	0	0		9,548	7,643	1,905	

区 分	法 人 共 通				合 計			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考
収入								
前年度からの繰越金	27	27	0		807	632	174	注1
運営費交付金	985	985	0		7,453	7,453	0	
補助金等	0	0	0		105	101	5	
施設整備費補助金	0	0	0		1,165	187	978	注2
受託収入	0	0	0		216	244	-28	注8
諸収入	7	22	-15		964	1,256	-292	
農畜産物売払代	0	0	0		953	1,225	-272	注4
その他の収入	7	22	-15	注14	11	31	-20	注14
計	1,018	1,033	-16		10,710	9,872	838	
支出								
業務経費	0	0	0		2,961	2,672	289	
うち 家畜改良関係経費	0	0	0		2,595	2,395	200	
種畜検査関係経費	0	0	0		70	45	25	注11
飼料作物種苗関係経費	0	0	0		120	106	14	注11
技術の普及指導関係経費	0	0	0		30	32	-2	
家畜個体識別関係経費	0	0	0		145	94	52	注11
補助金等事業費	0	0	0		105	101	5	
施設整備費	0	0	0		1,339	187	1,152	注6
受託経費	0	0	0		216	244	-28	注8
一般管理費	319	491	-172	注15	319	491	-172	注15
人件費	843	819	24		5,769	5,259	511	注7
計	1,162	1,310	-148		10,710	8,953	1,757	

* 金額は百万円未満を四捨五入して表示しているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

注1 : 前年度から繰越された施設整備費補助金のうち、今年度完成となり交付された額を施設整備費補助金の決算額に計上したため。

注2 : 今年度予算措置された施設整備が、次年度完成予定となったことによる交付減のため。

注3 : 業務の受託が、減少したため。

注4 : 生乳の売払金額及び枝肉の出荷数量が、増加したため。

注5 : 不要物品の売払金額が、増加したため

注6 : 今年度予算措置された施設整備が、次年度完成予定となったため。

注7 : 人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

注8 : 業務の受託が、増加したため。

注9 : 肉用子牛の出荷頭数が、増加したため。

注10 : 種子の売払が、増加したため。

注11 : 予算を次年度に繰越したため。

注12 : 枝肉の出荷数量が、増加したため。

注13 : 人事異動等に伴い、人件費の支払額が増加したため。

注14 : 災害等の発生に伴い、損害保険金等の受取額が増加したため。

注15 : 情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。

監 査 報 告 書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績自己評価を担当する企画調整部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、センターの業務、財産の状況及び農林水産大臣に提出する書類を調査した。

なお、当該事業年度は本所及び5牧場の業務遂行状況、資産の活用状況等について現地における実地監査を実施した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、センターの当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 センターの業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

センターの業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 センターの内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認める。

また、内部統制システムに関するセンター理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

- 3 センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったかについての確認

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人 PwCJapan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、センターの状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準の状況

当該事業年度における給与水準の状況については、国家公務員給与に対するラスパイレス指数は93.2であり、適切な給与水準と認める。

- 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、調達等合理化計画に沿って入札・契約が実施されており、合理的な調達が図られていると認める。

- 3 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、当該事業年度においても中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、適正な組織運営がなされていることから、妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

保有資産については、不断に見直しを実施し、中期目標に定められた業務に対し合理的かつ有効に利用し概ね適切な管理が図られていると認める。

令和6年6月18日

独立行政法人家畜改良センター

監事（非常勤）

富樫 健一 

監事（非常勤）

小谷 あゆみ 

独立監査人の監査報告書

令和6年6月18日

独立行政法人家畜改良センター

理事長 入江正和 殿

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

塩谷 岳志

1B0562DB694446E...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

平岡 伸也

4CCD995F62424F0...

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センターの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人家畜改良センターの令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分にに関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センターの令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の利益の処分にに関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分にに関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人家畜改良センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分にに関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分にに関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 (2) 役員等の状況 ②会計監査人の氏名または名称及び報酬に記載されている。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上